



# あたごふれあい人権文化センターだより 2024年5月1日発行

発行：あたごふれあい人権文化センター  
住所：〒682-0846  
鳥取県倉吉市鴨河内 1818-2  
電話：0858-28-5440 (FAX 兼)  
E-Mail：atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより「心ゆたかに」  
に関するご意見・ご要望をお寄せください。

## 犯罪被害者やその家族の人権

### 1 決して他人ごとではありません

- ・ 犯罪被害は、ある日突然、誰にでも起こりえます。
  - ・ 被害者が置かれた状況をよく理解し、被害者に配慮した対応を心がけることが大切です。
  - ・ 受けた被害を回復し、または軽減し、再び暮らしを取り戻せるように配慮していくことは、社会全体として取り組むべき課題です。
- ※犯罪被害者等基本法における「犯罪被害者等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により、害を被った者及びその家族または遺族をいいます。

### 2 犯罪被害者等が受ける被害とは？

犯罪の被害者やその遺族・家族には、様々な被害が降りかかることが少なくありません。

#### < 犯罪被害 >

- ＊事件による直接的な心身の被害
- ＊精神的ショックや身体の不調  
家族を突然奪われた場合の衝撃・暴力などを受けたときの記憶・自分自身を責める・捜査、裁判など心身の負担
- ＊金銭的、物質的な損害
- ＊経済的に困窮  
家計を担う人を失った場合・治療費の負担  
後遺症のために従来通りの仕事ができなくなる



#### < 二次的被害 >

- ＊興味本位のうわさ
- ＊インターネット・SNS等による誹謗中傷
- ＊周囲の人々の無理解や心無い言動
- ＊マスコミによる配慮のない取材活動、報道

### 3 犯罪被害者等のための支援

犯罪被害者やその家族、遺族が再び平穏な生活を取り戻すことを助けるために、【警察における犯罪被害者等支援】【裁判となった場合の支援】【法務省公判段階での被害者支援】【地方公共団体における犯罪被害者支援(鳥取県では、公益社団法人とっとり被害者支援センターが支援を行っています。)]【民間の団体による支援】など様々な支援策が設けられています。(裏面につづく)

#### 【令和6年度 あたごふれあい人権文化センター職員体制】

- ・ 所長：大羽 千鶴 (おおば ちづる)
- ・ 指導員：前田 恵美 (まえた えみ)
- ・ 指導員：徳安 隆志 (とくやす たかし)

昨年度に引き続き、この3名で皆さんに気軽に立ち寄っていただけるセンターづくりをめざします。

よろしくお祈りします



差別落書きは重大な人権侵害です！

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、また悩みごと、生活に困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課

TEL 0858-22-8130

あたごふれあい人権文化センター

TEL 0858-28-5440



#### 4 周囲の人はどのように接すればよい？

こんな言葉がけをしていませんか？

##### 他と比べる

- ・「命が助かっただけでも」
  - ・「このくらいでよかった。もっと辛い人も。」
- ➔被害者は突然の被害により、心に大きな傷を負っています。被害に遭った苦痛に軽傷はありません。

##### 励ますつもり

- ・「早く忘れたほうがいい。」
  - ・「頑張って」
- ➔回復に要する時間は人それぞれです。良かれと思ってかけた言葉が、負担になることがあります。

##### 被害者の行動を責める

- ・「こうすれば良かったのに」
  - ・「あなたにも非があったのでは」
- ➔被害者は自分を責める場合もあります。さらに罪悪感を助長するような言葉がけは控えましょう。

被害に遭った人にとって、身近な人が理解し、寄り添ってくれていると感じることが何よりの支えとなります。

##### 相手の感情を否定せずに、ゆっくりと話を聞く

- ➔無理に聞きだそうとせず、相手のペースに合わせ、話をそのまま受けとめましょう。聞き終わったら「話してくれてありがとう」と伝えましょう。

##### 普段どおりに接する

- ➔周囲の人が今までと同じように接することは、被害者にとって、とても安心できることです。

##### 心づかいの声かけ

- ➔「困っていることがありますか。」と聞かれても、被害を受け混乱していて、答えられないことが少なくありません。自分にできることを具体的に聞いてみてください。

**犯罪被害者やその家族に必要なのは、みなさんの理解と支援です**

※東京都総務局人権部リーフレット 参照

## 5月のあたごふれあいサロン

- 日時 : 5月24日(金) 13:30~  
内容 : ステンドグラスでつくるフォトフレームづくり  
講師 : 杉根由美子さん  
参加費 : 1,000円程度

※参加される方は、図柄を選んで5月13日(月)までに、あたごふれあい人権文化センター(☎28-5440またはe-mail)までお申し込みください。

【絵柄】

①ヒヨコ



②カメ



## 倉吉市人権教育研究会 ～令和6年度 会員募集のお知らせ～

差別の現実に学びながら「部落差別をはじめあらゆる差別の解消」をめざして研究をすすめ、一人ひとりが「人権尊重のまちづくり」への理解を深め、自分にできることを大切にしながら活動しています。本年度も会員募集を行います。どなたでも加入できますので、皆さんのご加入をお待ちしています。

### 【第56回 倉吉市人権教育研究会 総会】

❖日時:5月11日(土) 9:30開会 ❖場所:エースパック未来中心 セミナールーム3

▪総会 9:30~10:30 ▪講演会 10:30~12:00 演題「部落問題は、今」

講師 部落解放同盟鳥取県連合会 副委員長 坂根 政代さん

#### 《入会申し込み方法》

会費:1人 年額 1,000円 会費を添えて下記へお申込みください。

倉吉市人権教育研究会事務局(人権政策課内) ☎ 22-8130

あたごふれあい人権文化センター ☎ 28-5440



倉吉市人権教育研究会総会